



## 年金受給者の皆さん 1月下旬に源泉徴収票が送付されます

国民年金、厚生年金から支給される老齢年金は、所得税法の規定上「雑所得」として取り扱われ所得税の課税対象となります。そのため、1年間の支払い総額等を記載した「公的年金等の源泉徴収票」が1月下旬に送付されます。※源泉徴収票が届かないなどのご相談は、ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 へ

## 後期高齢者医療の保険料 平成20年4月スタート

### 【制度のポイント】

- ・75歳以上の方が対象となります。(一定以上の障害のある人は65歳以上)
- ・平成20年3月中に、新しい保険証が1人に1枚交付されます。老人医療受給者証をお持ちの人は、制度開始の際、手続は不要です。
- ・窓口業務、保険料徴収は松浦市が行い、制度の運営は長崎県後期高齢者医療広域連合が行います。
- ・医療費の負担割合は、現在の老人保健制度と同様に、一般の人は1割、現役並み所得者は3割です。

### ●保険料の計算方法 (2年ごとに見直し)

- 保険料は介護保険と同様、個人ごとに算定されます。
- これまで加入していた国民健康保険や被用者保険は脱退し、これらの医療保険で負担していた保険料はなくなります。代わりに後期高齢者医療制度の保険料を納めることになります。
- 保険料額は原則として、県内均一の被保険者均等割額と所得割額の合算額になります。

$$\text{保険料額} = \frac{\text{被保険者均等割額}}{1 \text{人につき } 42,400 \text{円}} + \frac{\text{所得割額 (所得に応じた額)}}{(\text{※総所得額等} - \text{基礎控除額 } 33 \text{万円}) \times 7.8\%}$$

※総所得額とは、「年金収入－公的年金控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」等で各種所得控除前の金額です。また、退職所得以外の分離課税の所得金額（土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の額）も総所得金額等に含まれます。

- 保険料額（賦課額）の賦課限度額は50万円に設定されます。

### ●保険料の減額 ※該当する人の手続は不要です。

所得の少ない人は、所得に応じてそれぞれ次に掲げる割合の被保険者均等割額を減額します。

被保険者と世帯主の前年の所得の合計額	減額率
33万円以下の場合	7割
33万円＋〔24万5千円×被保険者数（被保険者である世帯主を除く）〕以下の場合	5割
33万円＋（35万円×被保険者数）以下の場合	2割

- これまで、被用者保険に加入している子どもなどの被扶養者となっていたため保険料を負担していなかった人は、激変緩和の観点から、後期高齢者医療制度に加入したときから2年間、被保険者均等割額を5割減額し、また、所得割額は賦課しません（国民健康保険の加入者は対象となりません）。

なお、平成20年度は、平成20年4月から9月までの6か月間は保険料を徴収せず、10月から平成21年3月までの6か月間は被保険者均等割額を9割減額する措置がなされます。

### 【平成20年度の減額措置】

- ①平成20年9月までしか資格のない人は、保険料は賦課されません。
  - ②平成20年10月から平成21年3月までの半年間は、被保険者均等割額を9割減額します。
- ※平成20年10月以降に資格を取得する人や年度途中で資格を喪失される人は、資格を有する期間を考慮して保険料が賦課されます。

### ●保険料の納め方

年金を受給している人は、原則として年金から保険料を天引き（特別徴収）させていただきます。

ただし、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の半分以上を超える人、年金額が年間18万円以下の人などは、天引きは行いません。松浦市から送られてくる納付書または口座振替により納めていただきます。

- 問合せ先 保健年金課医療係または長崎県後期高齢者医療広域連合 ☎ 095-816-3930